

# 魚沼民商だより

2024年  
3月 11日  
第2385号

〒946-0032

発行 魚沼民主商工会  
新潟県魚沼市板木  
電話 025(792)3064  
e-mail: uninsyo@rose.ocn.ne.jp

いよいよ三月十三日。年一度の統一行動日が迫ってきました。みんなで三・一三重税反対全国統一行動小千谷魚沼集会を元気に成功させましょう！

日時 3月13日(水)  
13時00分  
会場 小千谷サンプラザ

今年の3・13重税反対全国統一行動小千谷魚沼集会は納税者の怒りが渦巻くなかで迎えるうとしていきます。

自民党・国会議員の裏金事件は非常に目に余るものがあります。またインボイス実施による多くの免税業者への新たな消費税課税、赤字でも納めなければならぬ消費税中心の税収構造は多くの自営業者を廃業に追い込むものです。その一方で大企業へは最大限の優遇税制が図られ尚且つ兆円単位の補助金が注がれています。そして年金や社会保障が削られる一方で史上空前の大軍拡予算が組み込まれています。これが我が国の税の集め方と使い方の姿です。

3月13日について、1970年から重税反対を掲げての全国統一行動は今年で55回目を迎えますが、私たちの民商(※前身の小出民商、第1回開催、



1969年3月13日を16名の参加からスタートしました)では56回目となります。この日は自民党の金権腐敗政治に憤る市民やインボイス廃止を願う小規模事業者、戦争する人々、年金削減に抗議する高齢者など、すべての納税者に参加を呼びかけ、3・13重税反対全国統一行動小千谷魚沼集会を元気に成功させましょう。

**所得税・消費税の確定申告、自信持って作成しました。どの会場もとても盛況となりました！**

確定申告シーズンも佳境を迎えようとしています。



2月29日の湯沢支部会場で11人、3月1日の大和支部会場で12人、同月3日の六日町支部会場で16人、同月4日の湯沢支部会場で9人、同月5日の湯沢支部会場で3人、同月6日の六日町支部会場で18人の参加と連日ワイワイガヤガヤと最後の最後まで賑わっていました。

この集まりも同月6日で終了となり、1月29日から3月6日の間で25回開催、252人の参加(実績)となりました。

**2月の会外相談会で、こんな相談がありました！**

2月の会外からの相談が3件

ありました。



①魚沼市内の女性から、「パートナー(彼氏)の所得税申告について教えて欲しい」と相談がありました。この日はパートナーとの同伴ではありませんでした。パートナーのご商売はイベント設営装飾です。主に長岡市内を拠点としています。昨秋に独立はしたもののアルバイトしながらの営業活動とのことです。

民商は元会員から民商の話しを聞いたとのことでした。

②魚沼市内の女性から、「インボイスによる消費税申告について教えて欲しい」とご夫婦で相談にきました。ご商売はハウスクリーナーです。民商は消費税申告についてどこへ相談したらいいのか知人に聞いたたら、「民商がいいよ」と勧められたとのことでした。

③魚沼市内で飲食店を営んでいる商工新聞読者から、「法人の記帳・決算・申告について助けて欲しい」と相談が有りました。

**支部主催のパソコン教室・記帳勉強会を毎月開催していますよ！**

私たちの営業と暮らしを守るにはやはり日常的な自主記帳・自主計算の活動が欠かせません。



支部主催の記帳会の集まりをご紹介します。また支部間を超えての参加は大歓迎です。

そしてインボイスに関わる相談でも構いません。ぜひ仲間を誘い合って会場に足を運びましょう。

### 大和パソコン教室

日時 3月 18日(月)

14時00分

会場 金井代表のお店

### 六日町パソコン教室・記帳勉強会

日時 3月 18日(月)

19時00分

会場 高橋支部長宅

### 小千谷・川口パソコン教室

日時 3月 29日(金)

19時30分

会場 杵淵副会長の事務所

**一括で税金が払い切れない時は分納制度を活用しましょう。納税相談会・「換価の猶予」申請書の作成会を行います!**

一括では納められない税金を分納で支払う制度があります。それが「換価の猶予」申請です。その相談会を開きます。事前の連絡を必ずお願いします。

日時 3月 20日(水)

13時30分

会場 民商事務所

## 新規会員募集中!

### 建設業許可・第十一条変更届出作成会を開きます

建設業法第十一条にて、許可に係る建設業者は、毎事業年度経過後4月以内に届出を必要とする書類を県知事に提出しなければならぬとなっています。その書類とは①工事経歴書。

②直前3年の各事業年度における工事施工金額を記載した書面。③使用人数を記載した書面。④財務諸表。⑤事業税の納付すべき額を提出するとなっています。よって個人は毎年4月迄に提出。法人は確定申告後2ヵ月迄に提出となります。

そこで民商として新規の建設業許可取得要求の相談も含めて第十一条変更届書の作成会を次の通りに開きます。

なお今回から開催会場を1会場とさせて頂きます。

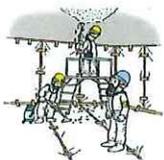
日時 3月 26日(火)

13時30分

会場 民商事務所

### 建設業者部会・石綿作業主任者技能講習(出張)を予定通り開催します!

3月30、31の両日、南魚沼市内にて開催される建設業者部会主催「石綿作業主任者技能講習」(出張)



について、受講者16人となり最低受講者ラインをクリアしたことから予定通り開催する運びとなりました。同部員のみならず、たいへんお疲れさまでした。

### 4月7日、消費税導入怒りの宣伝行動・自動車パレードを実施します!



### 会費は十五集金を 宜しくお願い致します

### 法律相談のお知らせ

日時 3月 29日(金)  
午後1時より  
会場 民商事務所  
弁護士 大澤 理尋 先生  
(新潟中央法律事務所)  
相談料 3,000円

※ 事前の予約制です。早めに事務所までご連絡ください。